

農業經營基盤強化促進基本構想

令和6年3月

箕 面 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
1	経営体営農類型	4
2	生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標	5
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)が目標とすべき農業経営の基本的指標	6
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	7
2	本市が主体的に行う取組	7
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	7
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	8
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	8
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	9
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	10
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	13
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	14
5	新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)の育成・確保に関する事項	14
6	利用権設定等促進事業に関する事項	16
第6	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	16
第7	その他	16

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 箕面市は大阪府の北部に位置し、市域は、東西約7.1km、南北11.7km、面積47.84km²で、全域が都市計画区域に指定されている。景観状況としては、市域の約2/3の面積を占める明治の森箕面国定公園を中心に豊かな自然を有する山なみ景観、止々呂美地区や勝尾寺川沿いののどかな集落と田園の里景観、住宅地を中心に市街化されているまちなみ景観の三つからなる。

農業の状況は、令和2年2月1日現在、農家戸数が415戸、耕地面積が、133haとなっている。(2020年農林業センサスより)

箕面市の農業構造については、都市化の進展とともに兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加した。しかし、一方で都市化の進展により、市街化区域を中心に農地の減少が進み、一部には住宅地に囲まれるなど生産環境の悪化等の問題を生じさせているほか、全国的な問題である農業の担い手不足が深刻になっており、農業生産基盤の整備と効率的な土地利用、担い手の育成が重要な課題である。

平成21年2月に施行された農地制度により農地の所有から効率的な利用の促進へ軸足が移行されたことも背景にして、農業用機械の更新時や世代交代等を機に農地の流動化も進みつつある。

そのような状況のもと、遊休農地の発生を食い止め、農地を優良な農地として保全するとともに、箕面産学校給食の推進を通じた生産農家の販路支援と農業所得の向上、担い手育成を図るため、平成26年2月に一般社団法人箕面市農業公社(以下「農業公社」という)が設立された。これまで農事組合法人など耕作できない農地を地域で支える受け皿が存在しなかったが、農業公社が、耕作できない所有者に代わって耕作を請負うことにより、利用が促進される。

一方、「健康」や「安全」など消費者の食に対する価値観の多様化・高齢化を背景に、都市住民の農業に対する関心が高まっている。特に、農業公社は新規就農者の育成事業体として、育成支援を図っていく必要がある。

市内各所では朝市直売も盛況である。平成30年2月に大阪北部農業協同組合が豊能地区3市2町の直売拠点として「ほく彩館」を開設し、生産農家の安定的な出荷先としても定着している。朝市や箕面市農業公社の学校給食など地産地消の物流システムを基軸に、安定的な農業経営を支援していく環境が整備されている。止々呂美地区の特産品ゆずでは、生産者と箕面市、大阪北部農業協同組合、箕面商工会議所とが協働してブランド化を進め、生産者による加工品の製造・販売など生産者が2次・3次産業的な付加価値を得る収益向上環境もできつつある。引き続き、生産と消費の両面から関係機関・団体が連携して都市農業の振興を図っていくことが重要である。

2 箕面市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)を認定し、効率的かつ安定的な農業経営を育成するこ

ととする。

具体的な経営の指標は、周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり550万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、この水準を目指す。

- 3 箕面市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業や「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成19年大阪府条例第72号、以下「府条例」という。）に基づく「農空間保全地域制度」その他の措置を総合的に推進する。

まず、大阪北部農業協同組合、箕面市農業委員会、箕面市、箕面市農業経営者連絡協議会、箕面商工会議所により組織する箕面市地域農業再生協議会において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、話し合いを促進する。望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して箕面市地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、それぞれの農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、地域計画を推進し、意欲的な農業者に対しては、農空間保全委員会による関係機関との情報共有や農業委員等などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者が適切に結びつけて農地中間管理事業等を進め、利用調整を全市的に展開して集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるように努める。

特に、遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用を促進する。

地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、大阪北部農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を

推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や地域の話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、地域コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

4 箕面市は、箕面市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課の協力を受けつつ行う。

また、止々呂美地区における栗・びわ・山椒・ゆず・椎茸や新稲地区における葉牡丹など産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者等)の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

箕面市の令和5年3月末時点の認定新規就農者は7人であり、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 認定新規就農者等の確保に関する目標

箕面市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、認定新規就農者等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、「個別経営体」及び「組織経営体」、農協等の作業受託組織への機械作業の委託あるいは共同作業化を推進する。国版認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、法人や府条例に基づく大阪版認定農業者等を合わせて約 3,600 件を踏まえ、箕面市においては年間 5 人の認定新規就農者等の確保を目標とする。

(3) 認定新規就農者等の確保に向けた箕面市の取組

上記に掲げるような認定新規就農者等を育成・確保していくためには就農相談のあった者を就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、箕面市への就農希望者に対して、農地については農業委員会が紹介し、農地中間管理機構の権利設定につなげる。技術・経営面については大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課や地域連携推進員、大阪北部農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、箕面市農業公社についても、その事業として担い手育成を位置づけており、農業経験のない後継者等への農業技術養成を担ってもらふ事業体と位置づけて連携する。

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第 1 に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、大阪府内において展開している優良事例を踏まえつつ、箕面市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 経営体営農類型

No.	経営類型	規模実面積(a)		内容	備考
		露地	施設		
1	野菜専作Ⅰ (施設・露地野菜)	60	30	えだまめ ハウス 30 a 露地 30 a しゅんぎく ハウス 5 a 露地 延べ 60 a	
2	野菜専作Ⅱ (ハウス果菜類Ⅰ)	40	40	なす ハウス 40 a きゅうり ハウス 36 a	きゅうりハウスの一部 でなす育苗(4 a)
3	野菜専作Ⅱ (ハウス果菜類Ⅱ)	23	23	いちご ハウス 20 a (育苗 3 a)	直売及び直売所出荷 高設栽培 スマート技術 (複合環境制御、CO2 施用等)

4	野菜専作Ⅲ (ハウス軟弱野菜専作)	30		30	しゅんぎく周年 ハウス 延べ 120 a	
5	野菜専作Ⅳ (有機農業)	60	40	20	トマト ハウス 20 a しゅんぎく ハウス 20 a きゅうり 露地 20 a さといも 露地 20 a 玉ねぎ 露地 20 a	有機 JAS 認証 契約出荷 しゅんぎくは摘み取り 収穫
6	花き専作 (切花専作)	40	20	20	球根類 (フリージア等) ハウス 20 a けいとう ハウス 20 a (被覆フィルム除去後) 露地 20 a	

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標

(1) 生産様式

① 水稻

共同利用施設の設置や機械化による省力化を進めるとともに、農作業受託を行う農業者の組織化等により生産コストの低減や耕作放棄地の解消に取り組む。

また、消費者ニーズに対応した良食味米や地球温暖化に適応できる高温耐性の強い品種の導入、減農薬栽培米等の生産を進めるため、適正品種の選定と品種に合った栽培技術の普及を徹底する。

② 野菜

多様化する消費者ニーズに対応するため、低コスト生産、高付加価値型生産等を推進する。特に、キャベツ、たまねぎ等土地利用型の野菜は、機械化等による低コスト生産や農地の集積・集約による生産効率化を推進する。また、果菜類や軟弱野菜等については、施設化やスマート技術の導入等を図り、生産量の増加や品質の向上、省力化等を進める。

併せて、減農薬・減化学肥料栽培や天敵の利用等、環境保全型農業や有機農業を推進し、高付加価値型生産や農業分野における脱炭素の推進に努める。

③ 果樹

施設栽培、完熟栽培等による高品質果実の生産を基本とし、消費者ニーズに対応した品種の普及を進めるとともに、スマート農業技術や新しい剪定技術や整枝法の導入等による省力化と労力分散を進め、労働生産性の向上や担い手の確保・育成を図る。

また、環境保全型農業の推進に向け、農薬・化学肥料の低減や脱炭素に資する技術等の適正使用の徹底を進めるほか天敵等の積極的な利用を進める。

さらに、直売（地産地消）を推進するため、多品目少量生産を目的とした効率的な生産方式を図る。

④ 花き

多様化する消費者ニーズに即応した新品種、品目の導入を進めるとともに、高品質花きを安定的に出荷できる生産体制の整備等により、輸入切り花を含めた他産地に対する競争力の強化や消費者や市場のニーズに対応する開花調節や鮮度保持技術の導入を図る。さらに、フェロモン剤等の利用による薬剤散布の低減等、環境保全型農業の推進に向けた技術体系を確立する。

⑤ 観光農業

消費者ニーズと周年運営を考えた品目・品種の導入、栽培技術の導入を進める。

また、直売施設、市民農園等、他の観光施設との広域的な連携を進め、一体となった集客対策を推進する。

⑥ 有機農業や大阪エコ農産物認証制度など環境負荷低減に資する農産物生産

有機農業をはじめ、農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度のPR等により、脱炭素やエシカル消費を嗜好する消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

(2) 経営管理の方法

簿記記帳の普及を引き続き進めるとともに、記帳データに基づく経営分析等を通じ、経営の合理化、健全化を進める。また、労務管理能力の向上等を進め、一定要件を備えた経営体については法人化を推進する。

(3) 農業従事の態様

他産業並みの労働時間を実現するため、シルバー人材センターの活用を促すとともに、快適な労働環境の整備を支援するため、家族労働力が主である経営体では家族経営協定の締結等により休日制や給料制の導入等を推進する。さらに、通年雇用が困難な経営体には、農作業の一部をギグワーカーのような外部人材にアウトソーシングするとともに、確保した人材を個別の経営体ではなく、産地で共有する仕組みの導入を推進し、農繁期等の特定期間をオフピーク化することによる経営規模の拡大を支援する。

また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等、機械の安全使用について、周知・啓発に努める。

第2の2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第1の2に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得220万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第2の1に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は本構想第2の2に準ずるとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

箕面市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、府農業経営・就農支援センター、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、大阪北部農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

2 箕面市が主体的に行う取組

箕面市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、農業委員会、大阪北部農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等のあっせん・確保を行う。

また、就農後の定着に向けて、学校給食への出荷や営農面等の様々な相談対応など、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを箕面市が主体となって、府、農業委員会、大阪北部農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

箕面市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

箕面市は、府、農業委員会、大阪北部農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 府農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 地域計画の策定区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

箕面市は、箕面市地域農業再生協議会及び大阪北部農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、府及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、府及び府農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者や第3に掲げる新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者などの今後育成すべき農業者、法人等が、地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地の利用に占める面積のシェア及び面積集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地の利用に占める面積のシェア及び面積集積についての目標
--

面積のシェア 42%

なお、面的集積についての目標については、地域計画に沿って、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする
--

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

箕面市では、農用地の利用については、認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいない。利用権設定等により土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者への利用集積はあるものの、集積された農用地は比較的分散しており、ほ場

間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなどから効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営コストダウンを図る上で課題となっている。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用ビジョン

箕面市では、分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じる可能性が高い。また、今後10年間で離農等により20ha程度の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含め8割が遊休農地化し、箕面市の農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。このため、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらが一体となって地域の農業を守る体制の整備等を進めることにより、農地の効率的利用を目指し農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた取組内容並びに関係機関及び関係団体との連携等

箕面市の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、次の施策等を積極的に推進することとする。

ア 認定農業者、集落営農組織、法人、認定新規就農者等効率的かつ安定的な経営体の育成

イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

ウ 地域計画の推進及び農地中間管理機構の活用によるア及びイに対する農地の面的集積の促進

エ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施

オ 園芸作物の振興及び地産地消の推進

カ 地域計画の策定と見直し

なお、これらの施策の円滑な推進のため農空間保全委員会の活用による関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、箕面市地域農業再生協議会による指導体制を整備する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

箕面市は、大阪府が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、箕面市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市町村、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構、大阪府、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応は箕面市農業振興室にて行う。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、市街化調整区域の農地を有する実行組合を基に設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

箕面市は、地域計画の策定に当たって、「箕面市地域計画策定方針」に基づき、大阪府・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用集積等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

箕面市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限りにおいて、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者等とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者等に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、法の基本要綱で定められた認定申請書を箕面市に提出し、農用地利用規程について箕面市の認定を受けることができる。
- ② 箕面市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものとする。
- ア (2) の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること
 - イ 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 箕面市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を箕面市の掲示板への掲示により公告するものとする。
- ④ ①から③の規定は農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規程する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人
- (以下「特定農業法人」という。) 又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「政令」という。)に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)

を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 箕面市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について、利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者等と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の①の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、箕面市の認定を受けるものとする。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を箕面市に届け出るものとする。
- ③ 箕面市は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 箕面市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 箕面市は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

箕面市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農作業受託促進のための環境整備

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 箕面市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を契機とした適地適作の観点に立った水稲と転作作物との合理的な組み合わせによる土地利用の確立と農用地の利用集積による効率的な経営体の育成に努める。

イ 箕面市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

箕面市は、農業委員会、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、農業協同組合、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、箕面市は、このような協力の推進に配慮する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)の育成・確保に関する事項

第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関、団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、大阪北部農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

また、箕面市農業公社や市内の農業法人、先進農家等と連携して、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校、高校、大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

箕面市が主体となって大阪府北部農と緑の総合事務所、地域連携推進員、農業委員、大阪府農の匠、大阪北部農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者交流会への参加を促すとともに、認定農業者等との交流の機会を設ける。

また、大阪北部農業協同組合や箕面市農業公社とも連携して朝市や学校給食への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、箕面市農業公社が出荷調整する学校給食、大阪北部農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始資金や青年等就農資金、経営体育成支援等の国の支援策や府の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、技術や経営ノウハウについての習得については、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、J A組織、本市認定農業者や農の匠、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、各組織が役割を分担しながら各種取組を進め、箕面市が全体的な管理・推進を行う。

6 農用地利用集積計画に関する経過措置

農用地利用集積計画に関する経過措置については、農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、従前の例によるものとする。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

箕面市は、大阪府一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

箕面市、箕面市農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和6年3月28日から施行する。